

第7回三田市協働のまちづくり推進委員会 次第

- 1 開会
- 2 協議・報告事項
 - ・傍聴について
- 3 諮問にかかる議事（「協働のまちづくり基本指針の改定について」）
 - (1) 審議日程について 資料1
 - (2) 三田市協働のまちづくり基本指針（改定素案）について 資料2
 - (3) 意見交換
- 4 その他
 - ・次回の日程について

【資料】

- ・委員名簿
- ・配席表
- ・資料1 審議日程について(案)
- ・資料2 三田市協働のまちづくり基本指針（改定素案）について
- ・参考資料 三田市協働のまちづくり基本指針の構成（改定素案）

今後の委員会（予定）

第8回 令和7年10月24日
答申 令和7年11月

協働のまちづくり推進委員会 委員名簿

第4期委員：令和5年11月28日～令和7年11月27日

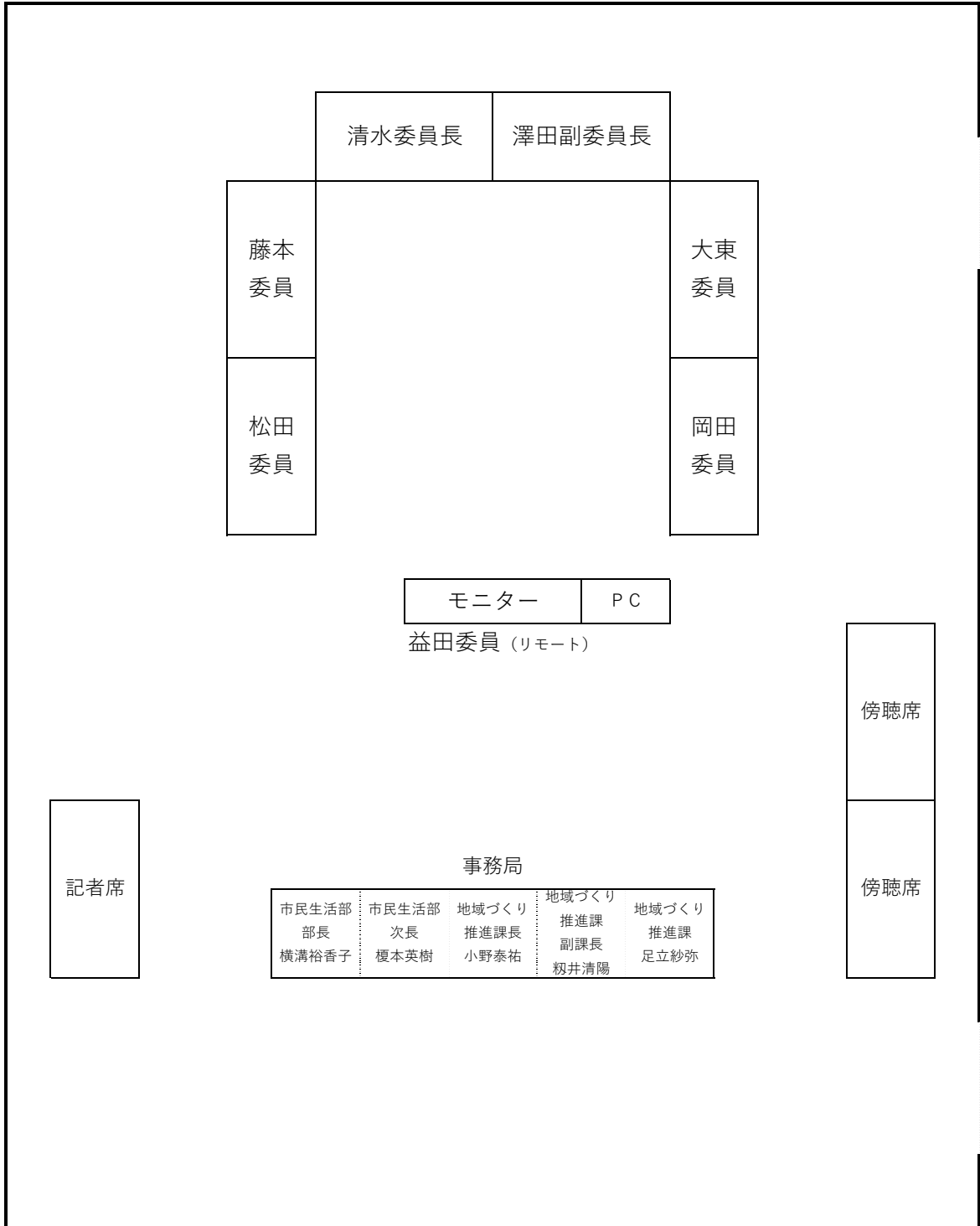
(敬称略)

区分 【互選による補職】	氏名	所属	所属における役職	出欠
1 学識経験者 【委員長】	清水 陽子	関西学院大学建築学部	副学部長	
2 学識経験者 【副委員長】	澤田 雅浩	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科	准教授	
3 学識経験者	藤本 敬子	藤本税理士事務所		
4 公益活動団体	益田 紗希子	特定非営利活動法人 ミラクルウイッシュ	代表理事	リモート
5 地域活動団体	大東 真弓	三田地区多世代交流広場 三田じばやん倶楽部	副代表	
6 市民委員	岡田 一夫			
7 市民委員	松田 隆夫			

第7回 三田市協働のまちづくり推進委員会 配席表

令和7年9月30日（火） 18:00~20:00

三田市役所本庁舎3階302A会議室



「三田市協働のまちづくり基本指針改定」審議日程について(案)

資料1

		協働のまちづくり推進委員会	協働事業提案制度
令和7年度	令和7年4月		審査会【4/20】
	令和7年5月		採択通知【初旬】
	令和7年6月	【事前打合】新指針体系案(新旧対照)について資料確認・説明 R6年度採択事業報告会(開催前・後)	R6年度採択事業報告会(6/8)
	令和7年7月	■第5回委員会 (7月8日) ・新指針体系案(新旧対照)について	
		7月28日～8月22日 ヒアリング ①市民活動団体 ②自治会関係日	
	令和7年8月	■第6回委員会 (8月26日) ●地域へのヒアリング結果(概要) ●指針体系案(新旧対照)の確認	
	令和7年9月	■第7回委員会 (9月30日) ●基本指針素案の確認	
	令和7年10月	■第8回委員会 (10月24日) ●最終確認	
	令和7年11月	■答申 委員長・副委員長のみ	
	令和7年12月		
	令和8年1月		
	令和8年2月		募集期間【2月末まで】
	令和8年3月		書面審査(一次審査)【初旬】 書面で事前質問【下旬】

三田市協働のまちづくり基本指針(改定素案)

平成 27 年 7 月
(令和 8 年 月改定)

目次

はじめに.....	2
I 協働・共創の理念と基本的な考え方.....	3
1 協働・共創とは.....	3
(1) 協働から共創へ.....	3
(2) 協働・共創が求められる背景と必要性.....	4
(3) 協働・共創で期待される効果.....	4
2 協働・共創の基本的な考え方.....	6
(1) 協働・共創の基本姿勢.....	6
(2) 協働・共創の範囲.....	7
(3) 協働・共創の形態.....	8
(4) 協働・共創の進め方.....	10
II 協働・共創社会における地域コミュニティの現状と課題.....	11
1 協働・共創社会における地域コミュニティ組織の現状.....	11
(1) 自治区・自治会.....	12
(2) まちづくり協議会.....	14
(3) 市民活動団体（テーマ型団体）等.....	15
2 協働・共創社会における地域コミュニティをめぐる諸課題.....	15
(1) 自治区・自治会.....	16
(2) まちづくり協議会.....	16
(3) 市民活動団体（テーマ型団体）等.....	17
III 協働・共創に基づく地域住民自治の実現.....	19
1 協働・共創社会における地域コミュニティのあり方.....	19
(1) 地域コミュニティの将来像.....	19
2 地域の特性を踏まえた団体に求める活動.....	21
(1) 地域での安心・安全な暮らし.....	21
3 多様な担い手の参加を促す.....	22
(1) 地域特性を踏まえた団体の中間支援組織.....	23
(2) 協働事業提案制度.....	23
4 協働・共創を踏まえた地域活動.....	24
(1) 地域の活動.....	24
(2) まちづくり協議会の新たなかたち.....	27
資料.....	31

はじめに

現在、わが国では、急速に少子高齢化が進み、社会保障費の増大、生産年齢人口の減少による経済の縮小、地域コミュニティの担い手不足など社会全体の活力に影響を与えることが懸念されています。

本市においても、人口減少や少子高齢化等、地域における生活環境や生活様式の変化により地域課題が、ますます複雑・多様化していくことが予想されます。

これまで、本市では、「協働のまちづくり」推進のため、平成27年7月に「三田市協働のまちづくり基本指針」を策定し、活動や立場の異なる者が、共通の目的を達成するために、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かせる地域コミュニティの連携に力点を置いた取り組みを行ってきました。

今後、社会情勢の変化に伴い、ますます市民ニーズの複雑、多様化が想定されることから、一個人や地域だけでは解決困難な課題も数多く出てくると考えられます。このような課題に対しては、行政のみならず地域住民や事業者などが共に解決の道筋を考えていく必要があります。そこで、これまでの「協働」をさらに進め、多様な主体が連携しながら異なる視点で意見を出し合い、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくため、市民がより主体的にまちづくりを行えるよう一歩進んだ「共創」の取り組みを行う必要があると考えています。

現在の市の羅針盤である第5次三田市総合計画は、「共生」「再生」「共創」の3つの視点を基に策定されています。市民の目線でとらえた地域課題の解決のために、未来のあるべきまちの姿を共有し、主体ごとの異なる視点や価値観等の多様性を認め合いながら、課題解決に向けて取り組むことを推進するため、協働・共創の基本的な方針となる「三田市協働のまちづくり基本指針（以下「指針」という。）」を策定するものです。

指針の策定にあたり、三田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、議論を重ねてきました。本指針は、委員会での審議を基に、地縁団体から幅広くご意見を伺うとともに、市民活動支援の実情を踏まえて、最終的に取りまとめたものです。

I 協働・共創の理念と基本的な考え方

1 協働・共創とは

(1) 協働から共創へ

本市では、第5次三田市総合計画における「まちづくりの視点」の一つに、SDGsが目指す理念でもある「パートナーシップで取り組む未来のまちづくり」をかかげ、多様な主体と共に創る「共創」を進めることで、次の時代も輝く三田を目指すこととしています。

これまで市民、事業者・団体等及び市が、様々な場面において、目の前にある目標を実現するために、それぞれの主体の特色を活かし、力を合わせて共に担う協働のまちづくりを進めてきました。

一方、社会構造が大きく変化していく中においては、協働のまちづくりに加え、今後訪れる予期せぬ時代への備えとして、既存の概念にとらわれない新たな価値観や活力によるまちづくりを進めることが求められます。そのためには、市民の目線でとらえた地域課題の解決のために、未来のあるべきまちの姿を様々なステークホルダーが共有し、主体ごとの異なる視点や価値観等の多様性を認め合いながら、課題解決に向けて取り組むことが必要です。

図1 協働と共創



(2) 協働・共創が求められる背景と必要性

①社会情勢の変化【変更あり】

高度成長期から成熟期のまちづくりを経て、社会の複雑化や市民の価値観の多様化などから、行政をはじめとして、だれかが引き受けて問題を解決していく仕組みには限界が見られるようになってきています。

更に、少子高齢化による人口が減少し続けていく中では、地域福祉や子育て支援など様々な分野で技術的・人的なネットワークを大切に、市民、地域、団体、大学・大学院などの教育機関、企業などの事業者そして行政等が連携し異なる視点や価値観のもと、多方面から課題に関わるそれぞれの得意なところを活かして、実践的な取り組みを展開していくことにより新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくことが大切になっていきます。

②みんなが関わるまちづくり

現在は、ガバナンス¹の時代とされています。

かつては、専ら行政などが公共サービスを提供してきました。そのため、まちづくりの場面でも住民は行政に対して要望するなど、行政などに働きかけることでしかまちづくりに参加できませんでした。

しかしながら、現在は、NPO 法人、市民活動団体や企業など、様々な主体が公共サービスを提供する時代となっています。それぞれの主体が公共を担い、自発的に関わりながら、協働・共創で社会システムを動かしていく時代となっています。

③多様な主体によるまちづくり【変更あり】

地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを進めていくには、顔の見える小さな単位で意思決定し、活動していくことが重要となっています。一方、活動を細分化することで、それぞれの力が結集しにくくなることから、目的を共有することが重要となっています。

地域の個性や魅力を活かし、地域に応じたまちづくりを進めていくには、地域住民自らが地域社会を動かしていく仕組みを作っていく必要があります。そのためには、地域社会での協働・共創を進めるとともに、自分たちが決定した活動を効果的に展開できるよう行政をはじめとして様々な主体が、財政的な支援や多様な活動支援ができるような仕組みを作っていくことが必要となっています。

(3) 協働・共創で期待される効果

市民・団体・事業者・行政などが、協働・共創のあり方や必要性などを認識し、実践することにより、協働・共創のまちづくりが進められ、次のような効果が期待できます。

¹ ガバナンス…統治のこと。『ガバメント』とは対照的な統治として位置づけられる。ガバメントは政府が上の立場から行なう、法的拘束力のある統治システムである。一方、ガバナンスは組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行なう、意思決定、合意形成のシステム（インターネット百科事典「コトバンク」朝日新聞社より）。協治ともいう。

①市民活動団体等にとっての効果【変更なし】

- 社会参加の促進や市民活動団体等の活性化などの効果のほか、それぞれが持つ情報や知識、専門性を役立てることにより、人材の育成や団体のレベルアップなども図ることができます。
- 単独ではできなかったことが実現できます。
- 多様な主体と連携することで、活動の幅が広がります。

②行政等にとっての効果【変更なし】

- 新たな市民ニーズを的確にとらえることができるとともに、公平・平等の特性を持つ行政などでは対応の難しい市民ニーズに対して、迅速かつきめ細やかに対応することができます。
- 柔軟性、専門性といった行政などとは異なる特性を有する市民活動団体等と協働・共創することにより、職員の意識改革や資質向上につながります。

③市民活動団体、行政等にとっての効果【変更なし】

- 連携を深めていくことによって、お互いに学び合い、信頼関係が増すことで、協働・共創の相乗効果が高まり、質の高いサービスが提供できます。
- 市政や地域への関心が高まり、市民活動や地域活動に参加する機会が増加することで、市民の視点に立った市民主体のまちづくりが推進され、心ふれあう豊かな地域社会が実現できます。

特に、協働・共創することによって組織と組織の連携が広がったり強くなったりするなど、お互いにメリットがあり、相乗効果が発揮できることが、協働・共創のまちづくりの大きな効果だと言えます。

2 協働・共創の基本的な考え方

(1) 協働・共創の基本姿勢

協働・共創にはかならずパートナーとなる相手があります。協働・共創で事業を円滑に進めるためには、お互いに十分話し合いをすることが大切です。信頼関係を築くためには、お互いの特性や活動をよく知り、相互に理解しながら、それぞれを尊重して、十分に協議し、合意して協働・共創で事業を進めていく必要があります。

そのため、協働・共創を進めるときは、わたしたちは次の6つの姿勢を大切にしながら進めます。

① 相互理解の原則

わたしたちは、それぞれの立場や設立趣旨、性格の違いを認め、相互理解を深め、信頼関係を大切にします。また、わたしたちは、自己の立場や活動に拘り過ぎず、互いに話し合い理解しあって、柔軟に対応し協調して活動します。

② 対等の原則

わたしたちは、お互いの間に能力やそれぞれが持っている資源に違いがあっても、対等な関係にあるとして、それぞれの立場や意見を尊重します。

③ 自主性尊重の原則

わたしたちは、お互いの特性や力を最大限活かすために、それぞれの自主性・自律性を尊重します。

④ 目的共有と役割分担の原則

わたしたちは、協働・共創しようとする事業の目的を明確にして共有します。また、わたしたちは、話し合ってお互いが自主的に役割などを調整し、分担して、事業の目的を達成できるように取り組みます。

⑤ 情報公開の原則

わたしたちは、お互いが持つ情報などを積極的に公開し、お互いに共有します。また、協働・共創のプロセス等についても公平性・透明性を保つため、積極的に公開します。

⑥ 評価・検証の原則

わたしたちは、協働・共創で取り組んだ事業の成果と課題を評価・検証し、その結果を共有して次の事業に役立てます。

(2) 協働・共創の範囲【変更なし】

協働・共創には、それぞれの関わり合いの度合いにより、様々なケースが考えられます。個人の思想や宗教、個人的な利益追求のための活動など私的な領域を除いた、公益的な活動の中で、許認可や課税など行政の責任で単独で行う領域と市民活動団体等が単独で行う領域を除いたすべての事業が協働の領域に該当します。

また、協働・共創は、市民活動団体と行政との協働・共創だけでなく、市民活動団体と市民活動団体等相互の協働・共創も該当します。

図2 協働

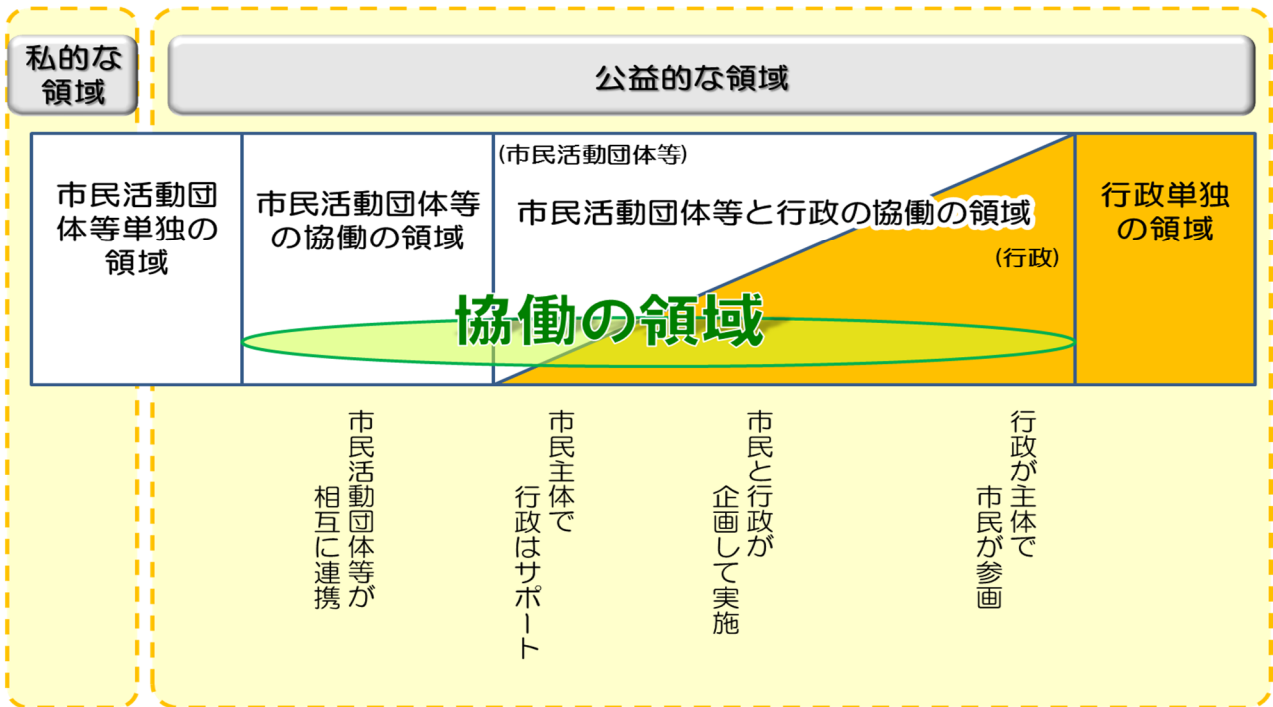
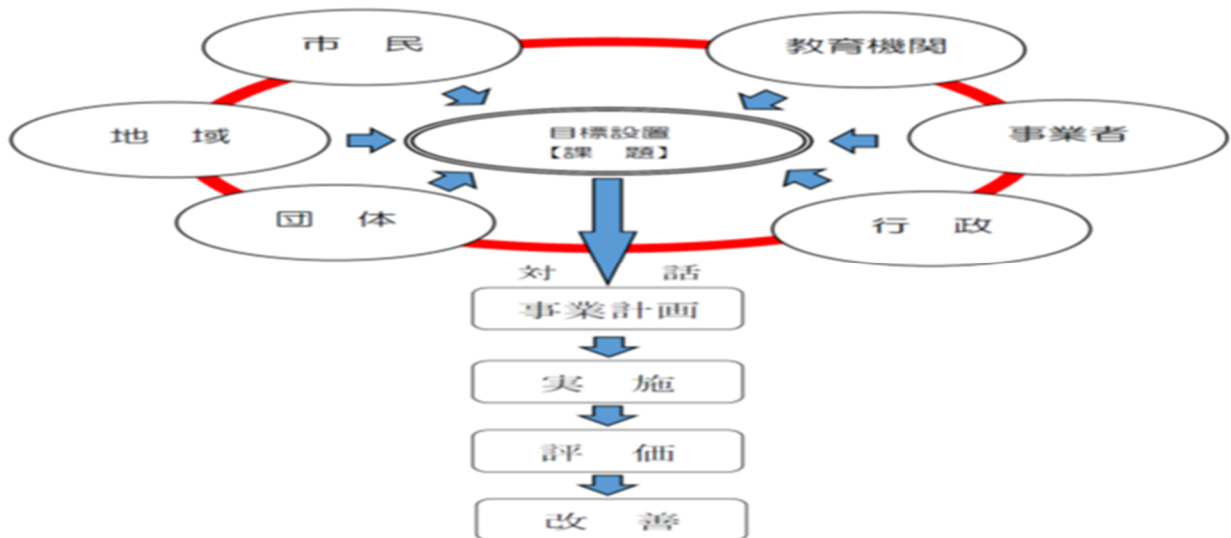


図3 協働



(3) 協働・共創の形態【一部追加】

協働・共創の形態には、「事業委託」「資金的支援（補助・助成金など）」「寄附・協賛」「共催（実行委員会）」「事業協力」「人的支援（プロボノなど）」「後援」など、様々なものがあります。協働・共創する主体がお互いに話し合い、適切なものを選びます。

また、これらの協働・共創を円滑に進めるためには、様々な主体をつなぐ中間支援²の役割が重要となってきます。

協働・共創の形態	事業に対する効果	進めるうえでの留意点
○事業委託 委託者が主体的に行う領域において、受託者の特性を活かすことで、より効果的な実施が可能であると認められる場合に、事業の実施を委託する。	・受託者が持つ様々な強みや特性が発揮され、多様なサービスが効率的に提供できる。	・委託者と受託者という関係から、受託者を単なる下請けにせず、対等なパートナーとして事業を行う。
○資金的支援（補助・助成金など） 資金的支援を受けるものが主体的に行う領域において、公益上必要であると認められる場合に他の主体が資金的支援を行う。	・資金的支援を行う主体が取り組みにくい事業を支援することで、事業効果が高まり、多様なサービスが期待できる。	・支援する、支援を受けるという立場の違いから対等性が失われないように注意する。 ・団体に対する資金的支援ではなく、活動や事業に対して支援する。
○寄附・協賛 市民活動団体等が行う事業等に共感して、資金や現物等の提供を行う。	・実際に活動に関われなくても、資金等を提供することによって公益的な活動に参加できる。	・事業の公益性、社会的有用性などを的確に伝えるとともに、使いみちや成果の報告など広く情報を公開する。
○共催（実行委員会） 複数の主体が共に主催者となって事業を行う。	・企画段階からの協働・共創が可能となり、相互の理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。	・お互いが対等な立場で役割分担を行い、相互の責任の範囲や経費分担を明確にする。
○事業協力 役割分担などを取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う。	・双方の得意分野を活かすことができるなど、相乗効果が期待できる。	・お互いが対等な立場で役割分担を行い、相互の責任の範囲や経費分担を明確にする。

² 中間支援…市民と市民、市民と行政、行政と事業者などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する活動

協働・共創の形態	事業に対する効果	進めるうえでの留意点
<p>○人的支援(プロボノ³等) その人が持っている知識・スキルや経験を活かして市民活動団体等が行う事業等を支援する。</p>	<p>・提供を受ける主体の足りないところを補うことができる。とともに、得意分野で公益活動に参加できる。</p>	<p>・提供者がどの程度の時間を事業に割くことができるのかなど、期間や役割分担を明確にする。</p>
<p>○後援 市民活動団体等が行う事業に対して、他の主体が名義後援などの支援を行う。</p>	<p>・後援することにより、その事業の社会的信用や認知度が高まり、市民の理解と参加・参画が促進されやすくなる。</p>	<p>・あらかじめ定めた基準により、事業の公益性、社会的有用性に基づき後援する。</p>
<p>○指定地域共同活動団体制度 地域の活動団体が地域の多様な主体と連携・協働しながら地域的な協働活動を実施する団体として市長が条例に基づき指定することにより支援を行う。 (地方自治法第260条の49)</p>	<p>・情報提供など市の支援を受けることができ、他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため市に調整を求めることができる。また、市から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる。</p>	<p>・「指定対象」、「指定要件」を条例により具体化する必要がある。 (地方自治法第260条の49第2項)</p>
<p>○自由参加方式 実施する地域活動ごとに地域活動団体と一緒に地域活動に参加する地域住民の参加を呼びかけ、一緒に事業の実施を行う。</p>	<p>・得意な分野から地域活動に参加し、実際に体験し、理解していただき今後の地域活動に一部からでも継続的に参加していただき担い手の確保につながることを期待される。</p>	<p>・実施する地域活動を企画する段階で、地域住民が参加しやすい条件を提示する必要がある。</p>

³ プロボノ…職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般

・(4) 協働・共創の進め方

これからは市民・団体・事業者・行政などが協働して公共サービスを担っていくことが必要となっています。そのため、従来の行政などが中心に公共サービスを担ってきたまちづくりの進め方を見直していく必要があります。

協働・共創で事業を進めていく際には、各段階において「協働・共創の原則」をお互いに確認しながら進めていくことが必要です。

① 協働・共創を進めるための環境づくり

- ・協働・共創は、地域への想いや地域課題への気づきなど、一人ひとりの想いや気づきから出発します。
- ・協働・共創で事業を行うには、お互いに理解し合うことが大切です。身近なところで想いを語り、共感を高め、つながりを深めていく必要があります。

② 目的の共有

- ・多様な意見を集約し、課題や目的を共有します。
- ・一方的な押し付けにならないよう注意する必要があります。

③ 事業(活動)及び役割分担の決定

- ・目的を達成するために、自ら出来ることと相手に求めることをお互いに考えます。
- ・課題解決のための方策、実施の形態や体制、役割分担とそれに伴う適切な費用負担、資源などを協議し、事業計画を立てます。
- ・事業計画の立案にあたっては、従来からの活動にとらわれず、団体間の役割分担や事業実施の方法も見直しながら立案します。

④ 協働・共創で取り組む事業の実施

- ・役割分担等に基づき、情報を共有しながら、各主体が活動を実施します。

⑤ 協働・共創で行った事業の評価【要修正】

- ・協働・共創で行った事業が適切に行われたか、**団体と市がお互いに効果や課題を出し合い、共有します。**
- ・必要に応じて、次年度に向けて改善を図ります。

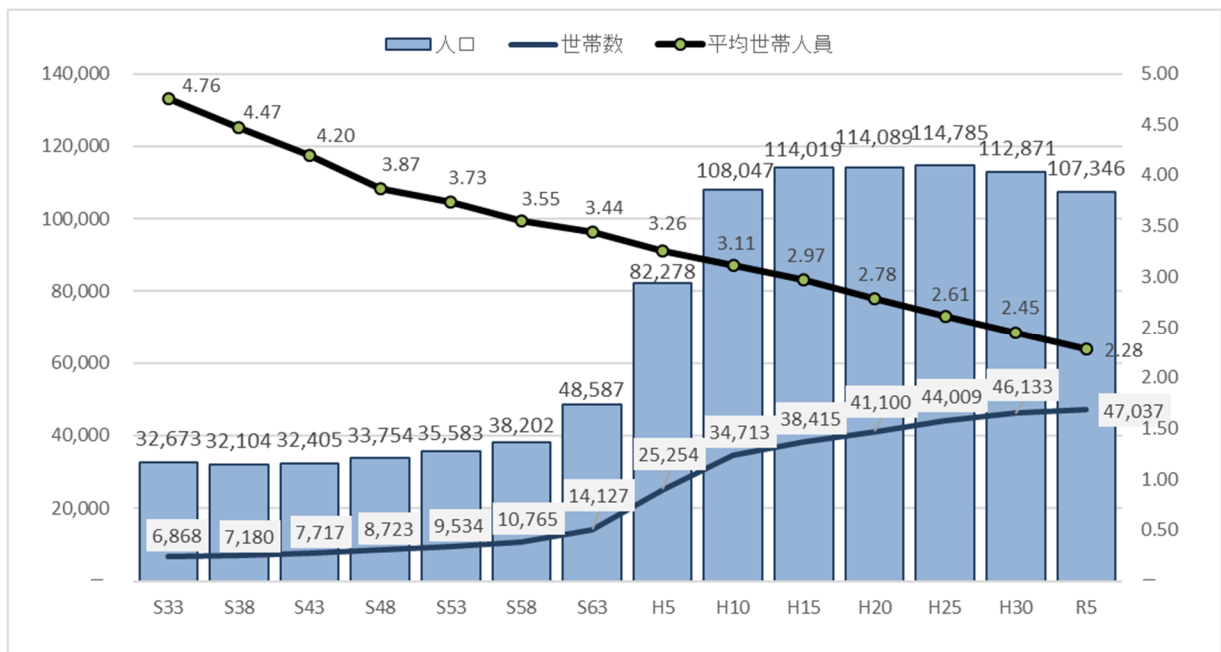
II 協働・共創社会における地域コミュニティの現状と課題

1 協働・共創社会における地域コミュニティ組織の現状

人口減少社会

三田市の人口は、昭和 33 年の市制施行時に約 32,000 人でスタートし昭和 55 年まで微増で推移しましたが、昭和 56 年からニュータウンへの入居を皮切りに急激に人口が増加し、特に昭和 62 年から平成 8 年まで 10 年連続人口増加率日本一になるほどの状況でした。平成 12 年には人口 11 万人達しましたが、その後、増加のペースは緩やかになり、平成 25 年以降は減少に転じています。また、世帯当たりの平均人数は長期的に低下傾向が続いています。

グラフ1 人口・世帯数・平均世帯人員



★昭和 45 年までは各年 12 月末日、
昭和 46 年以降は各年 10 月 1 日の人口
資料：住民基本台帳

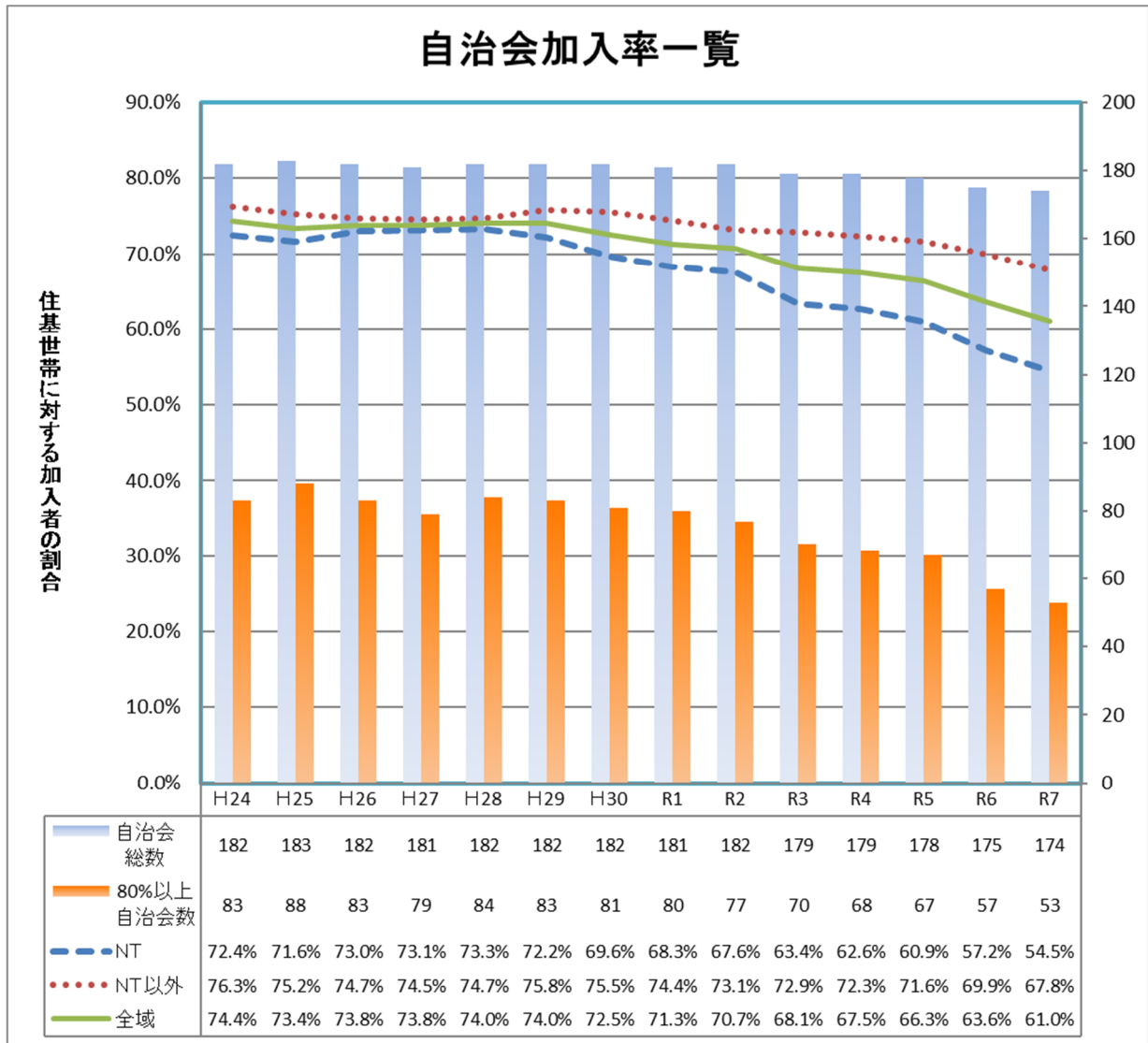
(1) 自治区・自治会

三田市における自治区・自治会数は平成 25 年度から令和 7 年度にかけて緩やかではありますが減少傾向にあります。また、加入率も令和 3 年度に 68.1%と初めて 70%を切り、令和 7 年度では 61.0%と低下傾向に歯止めがかかっていない状況です。

また、自治区・自治会の加入率についてですが、80%以上の自治会数は平成 25 年度の 88 から令和 7 年度の 53 へと減少しており、加入率の低下傾向とともに加入率の高い自治区・自治会は減少しています。

地理的状况についてですが、ニュータウン地域とニュータウン以外の地域ではニュータウン以外の地域の方が高い加入率を示しておりますが、いずれの地域とも加入率の低下傾向が続いております。

グラフ2 自治会加入率一覧



令和7年度における自治区・自治会の規模として、全 174 区・自治会中、加入世帯数 100 未満の自治区・自治会が 109 となっておりその割合は約 63%である。細かくみていくと人口が少なく、面積の広い農村地域でその傾向が顕著であるが、既成市街地である三田地区、三輪地区においても過半数以上が同様の状況となっている。

方やニュータウン地域においては加入世帯数の多い自治区・自治会が多くなっており、ウッディタウン地域の全4地区（けやき台、すすかけ台、あかしあ台、ゆりのき台）とフラワータウン地域の弥生が丘地区においては、それぞれの地域で1つの自治会となっている点が特徴的である。

表1 自治区・自治会の規模実態など

令和7年度 自治区・自治会の規模実態など

地区名	大字	加入世帯数	世帯数別区・自治会数							加入区・自治会数
			10未満	10以上 30未満	30以上 50未満	50以上 100未満	100以上 500未満	500以上 1000未満	1000以上	
三田地区		4,836	1	11	7	5	9	1	1	35
三輪地区		4,510	0	4	7	5	10	3	0	29
広野地区		1,545	0	7	13	3	5	0	0	28
小野地区		740	0	0	0	1	2	0	0	3
高平地区		1,043	0	4	1	6	3	0	0	14
藍地区		2,944	1	1	2	7	9	0	0	20
本庄地区		527	1	8	5	3	0	0	0	17
フラワータウン地区	武庫が丘	1,643	0	0	1	1	4	1	0	7
	狭間が丘	743	0	0	0	3	2	0	0	5
	弥生が丘	892	0	0	0	0	0	1	0	1
	富士が丘	1,510	0	0	0	0	6	0	0	6
	計	4,788	0	0	1	4	12	2	0	19
ウッディタウン地区	けやき台	2,214	0	0	0	0	0	0	1	1
	すすかけ台	1,153	0	0	0	0	0	0	1	1
	あかしあ台	1,970	0	0	0	0	0	0	1	1
	ゆりのき台	1,451	0	0	0	0	0	0	1	1
	計	6,788	0	0	0	0	0	0	4	4
カルチャータウン地区		1,150	0	0	0	1	3	1	0	5
合計		28,871	3	35	36	35	53	7	5	174

(2) まちづくり協議会

平成 25 年 5 月に富士小校区まちづくり推進協議会と武庫小校区まちづくり連絡協議会の発足を皮切りに令和 7 年 9 月現在全 20 小学校区中 19 小学校区にまちづくり協議会が設立され、活動している。

現在、20 番目のまちづくり協議会の設立準備を進めている状況であり、設立されると全ての小学校区でまちづくり協議会が設立され、活動が始まります。

表2 まちづくり協議会一覧

	まちづくり協議会（設立順）	小学校区
1	富士小校区まちづくり推進協議会	富士小学校区
2	武庫小校区まちづくり連絡協議会	武庫小学校区
3	狭間が丘地域事業推進協議会	狭間小学校区
4	弥生まちづくり協議会	弥生小学校区
5	あかしあ台小学校区まちづくり連絡協議会	あかしあ台小学校区
6	ゆりのき台地域活動協議会	ゆりのき台小学区区
7	高平郷づくり協議会	高平小学校区
8	元気な広野をつくる会	広野小学校区
9	三田地区まちづくり協議会	三田小学校区
10	つつじが丘小学校区街づくり協議会	つつじが丘小学校区
11	学園小学校区まちづくり連絡会	学園小学校区
12	すすかけ台まちづくり協議会	すすかけ台小学校区
13	藍小学校区まちづくり協議会	藍小学校区
14	けやき台地区まちづくり協議会	けやき台小学校区
15	三輪小学校区まちづくり協議会	三輪小学校区
16	松が丘小学校区まちづくり協議会	松が丘小学校区
17	志手原校区地域づくり協議会	志手原小学校区
18	本庄まちづくり協議会	本庄小学校区
19	母永『宝と夢』の里づくり協議会	母子小学校区
20	設立準備中	小野小学校区

(3) 市民活動団体（テーマ型団体）等

ニュータウン開発により、昭和62年度から平成8年度の人口増加率日本一を記録した時期にボランティアグループとして活動する団体も増加し近隣都市との比較でも多くの団体が登録されています。

地域活動由来の団体が多いことが特徴となっています。テーマ別には「文化・観光・芸術」、「スポーツ」がその多くを占めています。

表3 テーマ型市民活動団体

テーマ型市民活動団体（カテゴリー別団体数）【令和7年8月】									
	子育て支援	健康・医療・福祉	文化・観光・芸術	環境・まちづくり	国際	男女共同参画・人権	スポーツ	その他※	合計
さんだ市民センター	1	2	50	2	2	0	17	6	80
有馬富士共生センター	1	4	11	1	0	1	4	2	24
高平ふるさと交流センター	3	1	5	1	0	0	0	10	20
広野市民センター	1	0	16	0	0	0	16	1	34
ふれあいと創造の里	0	1	2	0	0	0	9	0	12
藍市民センター	1	3	13	0	0	0	14	0	31
フラワータウン市民センター	4	5	43	1	0	0	13	7	73
ウッドィタウン市民センター	4	5	23	0	0	0	16	6	54
まちづくり協働センター	18	28	38	34	14	6	9	9	156
カテゴリー別合計	33	49	201	39	16	7	98	41	484

※カラオケ、料理、ボランティア、そば打ち、社会教育、情報化社会、更生支援など

2 協働・共創社会における地域コミュニティをめぐる諸課題

地域コミュニティでこれまで大切にしてきた『地域の安心・安全な暮らし』に資する活動の一環として取組まれてきた「防災・防犯」について、自治区・自治会の加入率の低下、担い手の高齢化などにより活動頻度の減少などにより困難になりつつあります。また、担い手の高齢化により地域活動の供給側から地域活動のサービスの需要側になることも想定されます。

そのような現況下では、地域の中で孤立を防ぎ、地域とつながっているという安心感、地域の誰かが見守ってくれているという安心感、いつでも適切な行政サービスにつながってもらえるという安心感を引き続き享受できることが大切です。

そのための新たな地域発のサービスであるごみ出しサポートや送迎サポートといったサービスも誕生している地域もあり、『地域の安心・安全な暮らし』に向けて明るい兆しも見え始めております。

しかし、これらの活動を安定的、継続的に提供していくためには担い手の維持・確保をはじめ課題があります。

以下に、「自治区・自治会」と「まちづくり協議会」について、そしてそれらと協働し、地域活動に関わってくれている「市民活動団体等」についての諸課題を記していきます。

(1) 自治区・自治会

① 担い手の維持・確保

高齢化により自治区・自治会を脱退する方が多くなってきている。また、定年延長などにより働き方に大きな変化が発生しており、地域活動にはじめて参加する年齢が高くなる傾向となり、活動期間が短くなってきており、自治区・自治会活動の担い手の維持・確保がより困難となってきた。

また、担い手不足から、自治区・自治会の役員については、順番により引き受け、1年後に一斉に役員を退任することから継続的な課題解決が困難となってきた。

② 自治区・自治会の大規模な脱退等

近年、大型マンションでは自治区・自治会から脱退することがあり、また、新築マンションでは自治区・自治会が結成されないことがあり、地域活動の基礎が弱体化している。

自治区・自治会会員からの脱退により、会員数減少に伴い経費面での苦労も発生している。自治会費徴収が負担となっている。

③ 存続の危機

会員の超高齢化に伴い、地域活動を担うことができなくなってきた自治区・自治会が増加しており、特に、小規模な自治区・自治会においては深刻な課題となっている。既に、単独で存続することが困難となっている自治区・自治会もあり、存続に向けて近隣自治区・自治会との協働や合併について、効果的な解決策が待たれている状況となっている。

(2) まちづくり協議会

① 担い手の維持・確保

地域活動の担い手の高齢化などにより維持・確保が困難となっていることは自治区・自治会と共通する課題であると考えられます。地域活動団体同士で重複している活動内容も少なからずあると考えられます。まちづくり協議会は地域活動の情報の結節点であり多くの地域活動団体から役員として参加されていますので、お互いの前向きな話し合いをもって少しずつでも一緒にできるところを整理することにより、地域活動の担い手の負担を軽減していくことが望まれています。

② 地域内での他の活動団体との連携

自治区・自治会をはじめ多くの地域活動団体との関係を築いてこられているところ

ですが、まちづくり協議会によってはその連携の濃淡があると考えられます。

地域の歴史、まちづくり協議会の成り立ちなど多くの条件が異なることがありますが、『地域の安心・安全』を望む気持ちと考えは一緒であると考えられます。

地域それぞれの考え方とやり方で地域活動団体同士がそれぞれ連携し合いよりスムーズな地域活動を展開し、以って、地域住民の安心・安全につながっていけるように望まれます。

③ 他のまちづくり協議会との情報交換・連携

設立から10年以上の活動を継続的に実施しているまちづくり協議会が増えていますが、まちづくり協議会同士が情報交換・情報共有・連携が進んでいるところが決して多くはありません。それぞれがこれまでの活動から得られた貴重な経験をそれぞれ、まちづくり協議会の各部会の専門的なレベルで連携し、それぞれの地域活動の参考にできることが望まれています。現在、そのような機会が増やしていくことが待たれています。

更に、それぞれの隣接する地域での共通する課題、そして、既成市街地、農村地域及びニュータウン地域と異なる地域同士でそれぞれが補完し合えるような連携をし、お互いが得意な分野で支え合い課題解決の一助となることが強く望まれます。

④ 大学・大学院や学生との連携

三田市で学び、また、三田市在住で市外で学んでいるおり、地域と愛着を持って関わりたいと望んでいる学生がいますが、地域との関わるきっかけを得ることが叶わない場合があると考えられます。

まちづくり協議会は地域の活動団体との情報の結節点として活動している側面があることから、広く学生に情報を提供し、一緒に語らい、お互いに相談できる機会の構築が望まれ、ひいては、学生にも、地域にとっても良い効果が生じることが期待されています。

(3) 市民活動団体（テーマ型団体）等

① 担い手の維持・確保

人口増加率日本一時代を経て増加した市民活動団体もまちの成熟とともに活動の担い手の中心世代が70～80代となっています。免許取得者の減少や高齢化に伴い免許の返納により移動手段の減少につながり活動範囲が狭くなっています。

また、活動団体の代表者1人が事務の大部分を担っていることも珍しくないため、代表者の心身の疲弊により途端に活動が継続できない状況が発生することも考えられます。

② 活動団体の解散、継承

活動の担い手が高齢化等により継承が困難となる活動団体が増加する懸念があります。活動の担い手の高齢化に関わらず、例えば、子育てなどを活動のテーマとしてい

る団体の場合、乳幼児の保護者などが活動団体として立ち上げたが、乳幼児が就学するなどして実生活において活動のテーマが身近なものとならなくなったときに活動に参加することがなくなり、かつ、活動自体を継承することがないため休眠状態となっている活動団体も少なからず存在します。

活動をしっかりと継承していくことも必要ではありますが、活動団体の解散も必要であり、解散方法の整備がなされていないことも今後の課題として考えられます。

また、新しく活動団体を立ち上げようと考えている担い手に活動が休止するまでに当該団体についての情報を把握し、つなげることが必要であり、市民活動推進プラザにたどり着けるよう周知が必要であると考えられます。

③ リサーチ不足

活動団体立ち上げまでにしっかりとしたマーケットリサーチができていないため、活動を開始してからの需要を取り込むことができず、見込みから活動を断念してしまうこともあります。十分なリサーチと市民活動団体に関する情報を多く蓄えており、データベース化した情報を提供し、事例紹介等の相談ができる市民活動推進プラザへつながるようにすることが必要であると考えられます。

④ 活動資金の確保

ボランティア団体や市民活動団体が収益を上げてはいけないという考えが少なからず活動団体の継続を資金面から難しくさせていると考えられます。

ボランティアは無償が当たり前という考えではなく、必要経費は当然発生し、応分の負担が発生することをサービスの受け手に認識してもらうことがサービスの向上には必要不可欠であると考えられます。

有償ボランティア制度の導入の仕組づくりの検討が必要であると考えられます。

⑤ 学生等

三田市には、関西を代表する高等研究機関であり理系及び文理融合の学問を修めることができる関西学院大学・大学院があり、明日の教育・保育を担う教職員の育成機関である湊川短期大学があり、多くの学生が三田市に就学のため通学し、または、下宿をはじめ生活しています。

学生の中には、就学をきっかけに初めて三田市を知り、三田市との縁を母校を通じて大切にしていきたいと感じられている方々も多くおられ、そのうち三田市内の地域と楽しみをもって関わっていこうと前向きにいるが、地域と関わる方法や地域の情報が届いていないことがあると考えられます。

学生個人の活動もとても素敵なことですが、サークルや研究室・ゼミなど組織的・継続的に関わる機会をどんどん増やしていくことが学生、地域ともに望まれています。

III 協働・共創に基づく地域住民自治の実現

1 協働・共創社会における地域コミュニティのあり方

市内には既成市街地、農村地域、ニュータウン地域などの特性が異なる地域があり、それぞれが有する魅力や課題は様々です。いつまでも住み続けたい地域を実現していくためには、その地域の特色を活かし、課題を解決しながら、自分たちの手で実現していくことが重要です。その中で、地域コミュニティはまちづくりの基礎を担うものとして、大きな役割を担っています。これまでからも自治区・自治会の活動やまちづくり協議会の活動をはじめ、様々な団体による活動が展開されていますが、これからは市民一人ひとりが活動にかかわり、『市民力』や『地域力』がさらに発揮できる環境を整えていく必要があります。

このような中で、地域のまちづくりの中心を担ってきた自治区・自治会及びまちづくり協議会などの地縁型団体では、これまでに見てきたとおり高齢化や定年延長など雇用環境の大きな変化起因する役員の担い手不足、負担の増加などによる地域活動への参加者の減少や固定化など様々な問題を抱えています。今後、増々、個々の地縁型団体だけでは、十分な地域力を発揮していくことは難しくなってくると考えられます。

一方で、児童の見守り、防災・防犯といった住民主体の活動が広がりを見せ、また、NPO 法人や市民活動団体といった新たな地域活動の担い手も現れています。

こうしたことから、まちづくりの担い手となる人材、団体などを活動等へ結びつけるとともに、地域らしさを尊重しながら、課題を解決し、住み良い地域を自ら作っていくことができるようその環境を整えていくことが肝要となります。

ここでは、これらの現状を踏まえ、多様な主体が協働して、住み良い地域社会を住民自らの手で作り上げていくため、これからの地域コミュニティの方向性を明らかにします。

(1) 地域コミュニティの将来像

地域コミュニティは、住民がまちや暮らしのあり方を自ら決めていく時の目安となり、住民自治を行っていくうえでの基礎的な単位で、住民が積極的に関わり、協働で創り上げていくものです。

そのため、協働・共創のまちづくりを推進するにあたり、それぞれの地域ごとの現状をあらためて見つめ直すことからはじめ、地域の現在と未来を構成する要素を「可視化」することにより自らが暮らしていく地域にどのような魅力（強み）と課題（弱み）があるのかを認識するところからはじめていくことは大切であると考えられます。

①地域カルテの作成

～地域の基礎的な状況や地域活動団体などの現状を把握しましょう～

地域担当職員をはじめ市の支援を得ながら、以下の点を参考に地域ごとの見取り図いわゆる地域カルテを作成してみましょう。

- 1) お住まいの地域で現在行われている活動や行事・事業の全体像を把握してみましょう。
- 2) 過去からの経緯や行政からの働きかけで組織されている団体・組織の活動状況を把握してみましょう。
- 3) 地域で活動している団体の役員等の委嘱や兼務状況について把握してみましょう。
- 4) 地域での活動・事業や担い手となる団体の原資となる資金の現状などを把握・整理してみましょう。

②地域カルテの活用

～完成した地域の見取り図である地域カルテを基に地域活動の棚卸をはじめてみましょう～

- 1) 地域カルテを基に、委任・受託や住民のニーズに基づいて地域が担う活動・事業、実情に応じて地域が行う活動・事業、そして、地域が行いたい活動・事業に仕訳し、ムリ・ムラ・ムダを洗い出しましょう。
- 2) 仕訳した地域での活動・事業の性質や内容に応じて、ふさわしい担い手を検討します。特に身近で最も基礎的な地縁団体である自治区・自治会やまちづくり協議会をはじめとする地域活動団体、その役員が担っている活動・事業については、先例にとらわれず再整理してみましょう。
- 3) 地域での活動・事業の担い手としては、自治区・自治会のみならず、その内容に応じて地域外も含めたテーマ型の団体、学校（学生）・企業、集合住宅の管理組合、融資のサークルや様々な技能や地域貢献の意欲を持つ個人も想定されます。

特に地域の情報の結節点として重要な位置を占めるまちづくり協議会においては多様な地域活動における主体をつなぐ連携機能の発揮が期待されます。

③目指すべき地域コミュニティの方向性

本市における地域コミュニティの将来像を以下のとおり設定します。

それぞれの地域コミュニティの成り立ちや特性が違うことを踏まえながら、多くの市民が活動に参加し、さらに活動を活発化していくため、以下のような地域コミュニティを目指します。

目指すべき地域コミュニティの方向性

- 1) 地域の様々な問題や課題に自発的・主体的に取り組むコミュニティ
- 2) 民主的で自律的に運営される開かれたコミュニティ
- 3) 多様な主体がつながり、楽しく活動しているコミュニティ
- 4) 住み心地のよい居場所として、お互いに支え合い、助け合うコミュニティ

1) 地域コミュニティは、地域を自ら住みよくしていく住民自治の担い手として、地域内のすべての住民を対象とし、様々な課題に総合的、継続的に対応していくことが求められます。

地域の様々な課題に対して、主体的に住民が関わり、住民の意向に沿った公共的サービスを計画的に提供していく地域コミュニティを目指します。

2) 地域コミュニティには、自律的な運営が求められるのはもちろんですが、特に、市の財政的支援等を受ける場合は、その運営にあたって、透明性や中立性、公平性がより重要となってきます。透明性などに配慮しつつも、住民活動ならではの創意工夫を活かせるよう柔軟な対応を心がけるとともに、住民の新しいニーズへの対応や活動をさらに広げていくため、若い世代などの新しい活動も受け入れながら、地域の課題に対応していく自律した地域コミュニティを目指します。

3) 地域課題の解決には、自治区・自治会をはじめとする地縁型団体、NPO、ボランティア団体、事業者、行政など様々な主体が連携し、各々の強みを活かして対応していくことが求められています。また、地域活動には、若い世代から高齢者まで多くの住民の参加のもと、やりがいを持って、楽しく活動できることが必要です。

そのため、地域内の個人や団体のつながりづくりを進め、企画段階から住民や団体がかかわり、やりがいを持って活動している地域コミュニティを目指します。

4) 誰もが安心して、このまま住み続けたい地域を実現していくため、住民が相互に信頼しあい、助け支え合う連帯意識のもと、地域への愛着を育みながら、住民の創意工夫により、様々な活動に取り組む地域コミュニティを目指します。

2 地域の特性を踏まえた団体の求める活動

(1) 地域での安心・安全な暮らし

①防災・防犯

1) 地域防災訓練

地域での防災意識を高め、発災時に行政の助けがくるまでに自らできること、地域でできることを行うことを目指している。

2) 地域防災マップの作成

まちづくり協議会と自治区・自治会が共同し、役割分担して、地域内を実際に歩いて回り、現地調査を実施し詳細な地域防災マップを作成

3) 自治区・自治会・民生委員を中心に「災害時要介護者避難計画書」を作成

4) 空き家調査と見守り

空き家の状況を地域で把握することにより、地域での防犯に貢献している。

②自主的な活動

地域の状況によって課題解決の優先順位は異なりますが、地域カルテから改めて認識できた課題のうち、地域が自主的にはじめられる活動と地域が自主的に楽しみながら続けていきたい活動があります。

地域で活動されている例を紹介します。

1) 地域の高齢者を対象とした生活のちょっとした困りごとをサポートする活動

- ・ごみ出しのサポート
- ・通院、買い物等の送迎

これらの活動は地域での見守りを必要とされている住民、特にひとり暮らし高齢者や助けを必要としている地域の住民の体調の変化などに早期に気付くことができ、適切な行政サービスにつなぐことができます。

2) 子どもたちを笑顔にする活動

・子供会などが廃止されている地域では、子ども達が参加し、喜び、楽しめるイベントなどを企画開催し、子ども達の笑顔を保護者と一緒になって地域活動の企画側も喜べる事業

3) 学生との交流

- ・子ども居場所
- ・子ども食堂
- ・夏祭りでの出店

4) 野菜販売（農村地域との連携）

- ・三田市内で作られた新鮮な野菜や果物を地域住民に新鮮で手ごろな価格で提供

3 多様な担い手の参加を促す

地域活動には、性別・年代・国籍や障害の有無などに関わらず、地域に住む人々だけではなく、地域の様々な資源や課題解決に関心をもつ人々など、多様な人々の参加を促すことが肝要となってきます。

特に、女性や学生をはじめ若い世代の声や力を積極的に地域づくりに反映し、地域活動への参加を促すことは、人口減少に負けない魅力ある地域づくりを進めるうえで大きな視点となります。

そのためには、

- ① 広報のあり方など工夫しながら、地域の活動・事業や意思決定の過程を住民等に「見える化」することが必要です。特に参加を促す基盤となるまちづくり協議会の存在について住民の理解を促進することが大切です。
- ② そのうえで、年代や属性ごとに集まる機会の設定や、特定のテーマに基づいて有志を募るなどの手法で、地域活動（団体）への参加の機会と門戸を広げる工夫が必要です。
- ③ 多様な属性の方々の参加を促すためには、会議の場所や時間の設定にも配慮が求められます。

- ④ 地域計画づくりは、地域での当面の課題とその解決策だけではなく、一人ひとりの夢や希望を紡ぐ工夫を重ねながら、住み続けたい地域の将来像を共に描く機会とすることで、多様な人々の参画を促すきっかけともなります。

(1) 地域特性を踏まえた団体の中間支援組織

① 制度

中間支援組織とは、様々な活動を支援する組織のことをいい、その多くは特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）への相談・支援等を目的としていることが多い。特に地域と行政との間に立って様々な活動を支援する組織のことをいう。

三田市内においては、三田市市民活動推進プラザ、ボランティア活動センター、NPO 法人場とつながりの研究センターなどが市民活動団体のつなぎ役や活動の場づくりなどの団体支援を行っています。

地域の中においては、まちづくり協議会が構成団体間の調整を担っているところもあります。

② 期待される効果

市民活動団体を必要な支援につなぐことができ、連携強化を図ることにより的確な情報を共有しつつ、それぞれの特長・特性を十分に活かし、補完しながら団体等を支援することが期待されています。

また、地域の活動団体のほかに、市民活動に携わる人・団体と地域コミュニティをつなぐことにより多様な主体が地域で活躍できるステージを提供できます。

地域の中においては、まちづくり協議会が定例的に会合を開催し、構成団体間の総合調整を実施しそれぞれが地域活動を展開しやすいように整理することが期待されます。

(2) 協働事業提案制度

① 制度

協働事業提案制度とは、市民活動団体、事業者又は市民が地域の課題解決やまちの魅力向上をめざし、その発想や専門性を活かして行政と協力して事業を企画・実施する制度です。

三田市においては本制度の支援対象事業は、全市民を対象とする公益性のある事業の提案であり、非営利事業として企画・実施され、新規性や継続性が高い事業であり地域社会の課題解決が意識されていることが要件となっています。

初めて事業を行うスタート支援コース（1年度1団体につき1事業）と既存の事業を行うステップアップ支援コース（1年度1団体について1事業として、連続して2年度まで）を用意しております。

② 協働事業提案制度期間終了後の育成等

1) 市による活動団体としての認定制度の設立

協働事業提案制度の補助期間（スタート支援コース1年とステップアップコース2年の合計最大で3年間）終了後、市による活動団体としての認定制度を設立し、優良な活動団体を認定し信用を付与することにより、自治区・自治会及びまちづくり協議会などの地域が地域活動のパートナーとして協働事業提案制度採択団体の経験のある活動団体を選択しやすくすなり、かつ、活動団体においては安定的に活動を継続してもらえることが期待できる。

2) 協働事業提案制度採択団体の活動報告会の活用拡大

自治区・自治会及びまちづくり協議会などの地域活動団体の役員にも参加してもらい、採択団体の活動内容の宣伝・広報の機会を拡大する。

地域側は一度に採択団体の活動状況を直接入手でき、市（市民活動推進プラザ）が採択している活動団体であり、一定以上の信用力があると考えられることから安心して出席し、その後の相談、契約につながることを期待できる。

3) 市及び関連団体の地域活動団体の活動報告会への出席

市及び関連団体の出席により直接活動状況をアピールする機会を提供することにより活動団体の士気が上がることが期待でき、市及び関連団体も活動団体が担うことができる市等の事業を把握することができ、予算化するための活動団体の活用を研究することが期待できる。

4 協働・共創を踏まえた地域活動

(1) 地域の活動

① まちづくり協議会（多活動マッチング型）

多様な主体がそれぞれの強みを活かして、様々な活動ごとに協力関係を築いて活動を実施する体制。まちづくり協議会を結節点とし、次の特長が考えられます。

1) 自治会とまちづくり協議会がよりスムーズに連携するために自治会長等の役員経験者がまちづくり協議会の会長等の役員に就任されているまちづくり協議会もあります。

2) まちづくり協議会がふれあい活動推進協議会の活動をされているまちづくり協議会もあります。これにより重複する事務を軽減されておられます。

3) 小学校の社会見学をコミュニティセンター・コミュニティハウスで受入れ、小学生にまちづくり協議会や自治会など地域で活動している団体について感じてもらえる工夫をされている地域があります。

4) 大学生・大学のサークルが小学校で開催される地域祭りに出店し、又は、祭りの司会（アナウンス）を担ってくれている地域があります。

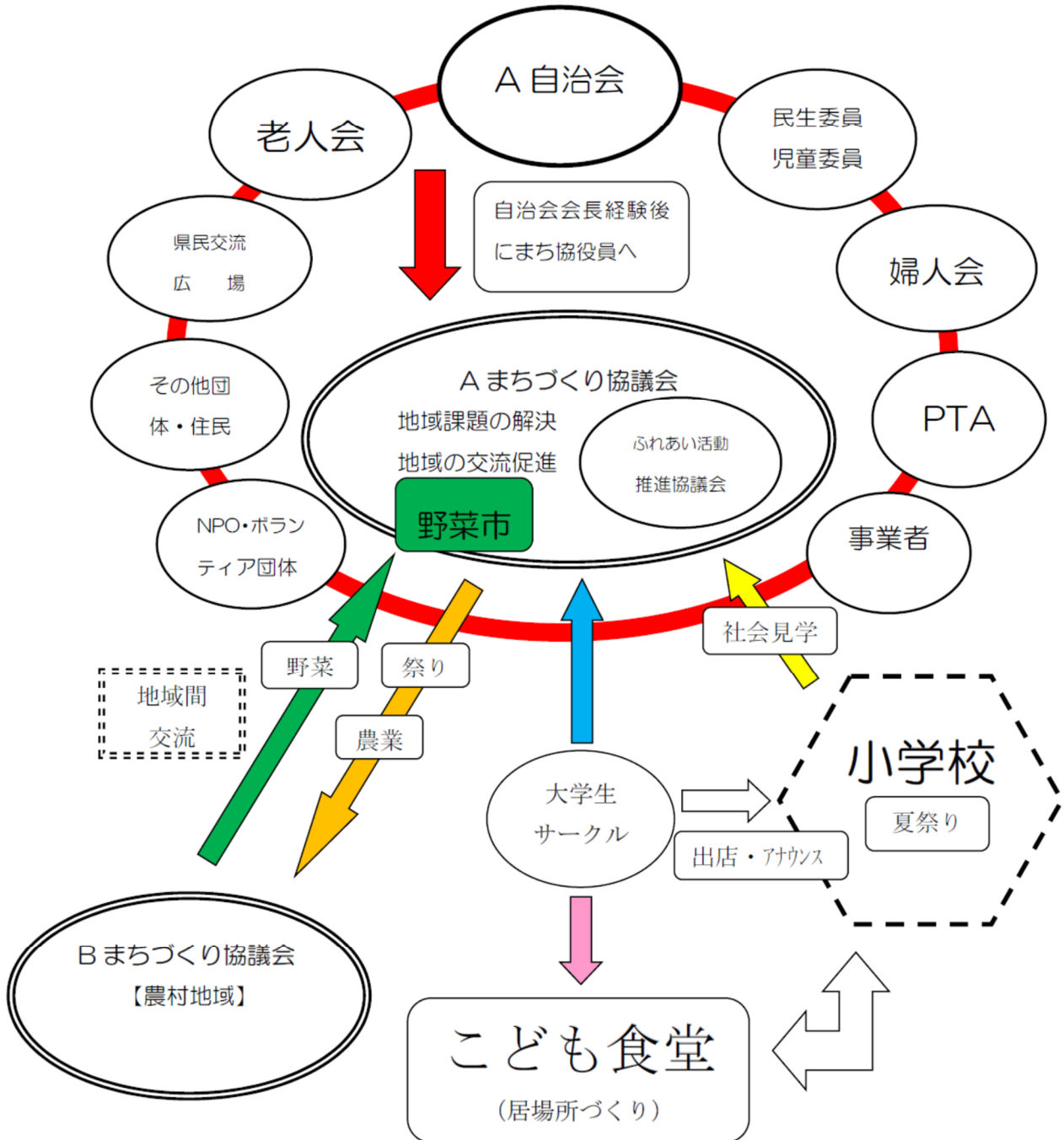
こども食堂、各種イベントにも参加してもらっている地域もあります。

5) 他の地域のまちづくり協議会と地域間交流をし、野菜市で取り扱う野菜を入手し安く地域の方々に購入してもらっている地域もあります。

6) ごみ出し等のサポート事業を民生委員と協力し実施し続けている地域もあります。

図4 まちづくり協議会（多活動マッチング型）

【まちづくり協議会（多活動マッチング型）】



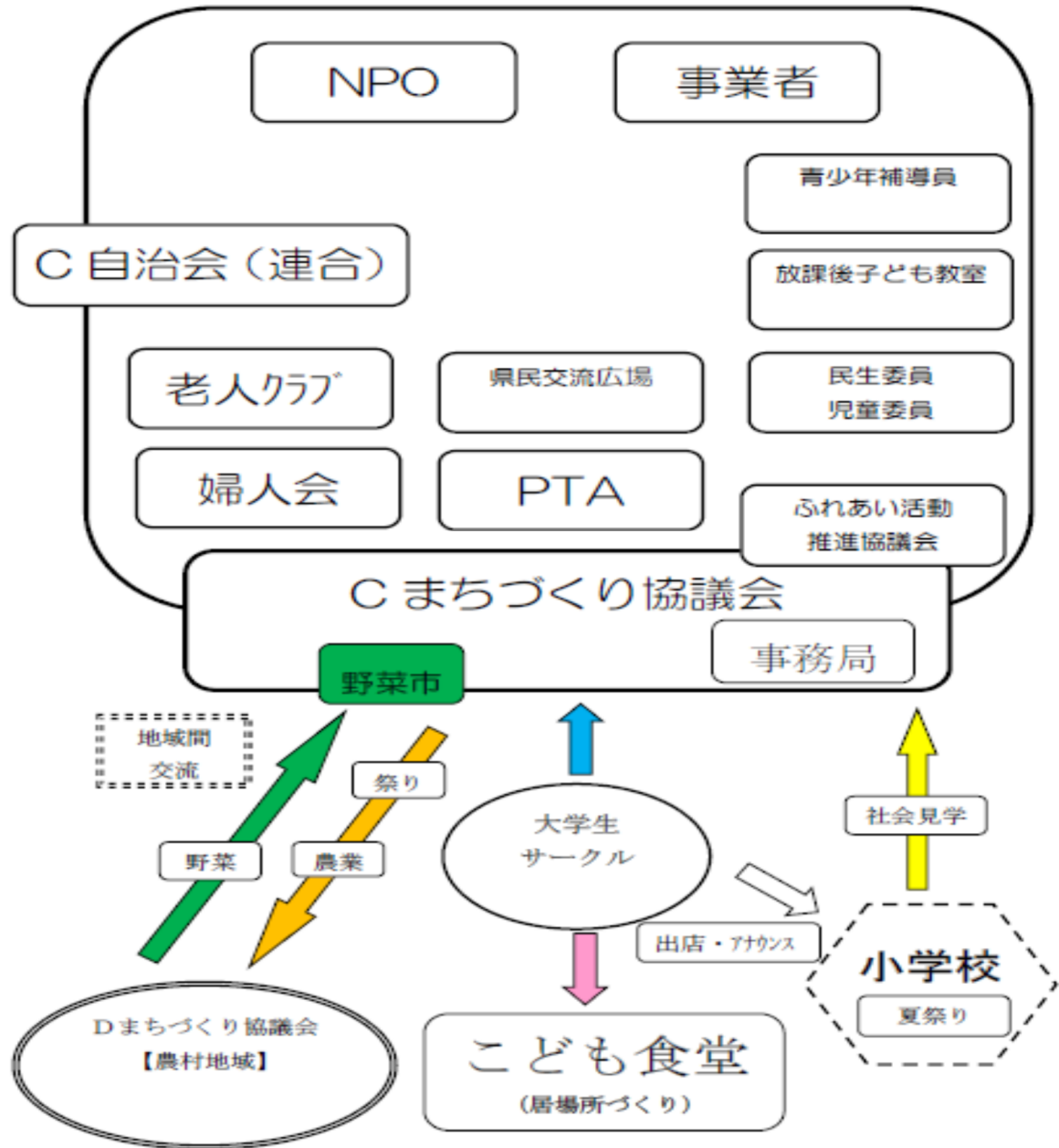
② まちづくり協議会（協議会型）

特定の地域内に存する多様な主体が地域代表性を有する1つの団体を形成する体制。まちづくり協議会や自治区・自治会が考えられ、次のような特長が考えられます。

- 1) 地域内に存する各種団体等がまちづくり協議会を中心に毎月会議を開催し、地区自治会連合会をはじめ、各種団体などとの情報交換・調整・協力をまちづくり協議会の各部門と密に取り合っている。
- 2) それぞれの団体の活動、企画・人材の募集などをまちづくり協議会の広報部門を通じてホームページに地域の情報を集約し、地域住民等に明確に伝わるようシステムが構築されている。
- 3) 大学、サークルや専門技術を有している地域の人材に依頼し、地域の方々への学習会等を定期的の実施している。(例) スマホ教室等
- 4) 地域特性の異なるまちづくり協議会と地域間交流を行っているまちづくり協議会もあります。

図5 まちづくり協議会（協議会型）

【まちづくり協議会（協議会型）】



(2) まちづくり協議会の新たなかたち

① 行政の支援

1) 交流会の開催

現在 19 小学校区にまちづくり協議会が設置されており、令和8年度には全 20 小学校区にまちづくり協議会が設立される予定である。

それぞれのまちづくり協議会同士が情報交換・情報共有・連携できるようなきっかけとなる機会としての交流会を定期的実施することによりまちづくり協議会を支援する。それぞれの活動から得られた貴重な経験をまちづくり協議会の各部会の専門的なレベルで連携できるよう一緒にマッチングしていく。

特に、それぞれ隣接するまちづくり協議会同士での共通する課題、そして、既成市街地、農村地域及びニュータウン地域と異なる地域同士でそれぞれが補完し、協働できるような連携を目指しお互いが得意な分野で支え合い課題を解決していきけるような交流会の開催を企画していく。

2) 大学・大学院や学生との連携

大学・大学院や学生とまちづくり協議会との交流を支援する。地域での交流は地域の情報が集積するまちづくり協議会を通じて地域の活動団体との連携を模索していく。

② 指定地域共同活動団体

地域において住民が日常生活を営むために必要な活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、市町村が「指定地域共同活動団体」として地方自治法第 260 条の 49 に基づき指定される団体（指定対象、指定の要件を市町村条例で具体化する必要がある。）

【特徴】

市に指定されることにより次の効果が得られる。

- 1 活動資金の助成、情報提供など市の支援を受けることができる。
- 2 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市に調整を求めることができる。
- 3 市から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる。

（随意契約による委託のイメージ）

公園の維持管理と地域の美化活動を一体的に実施

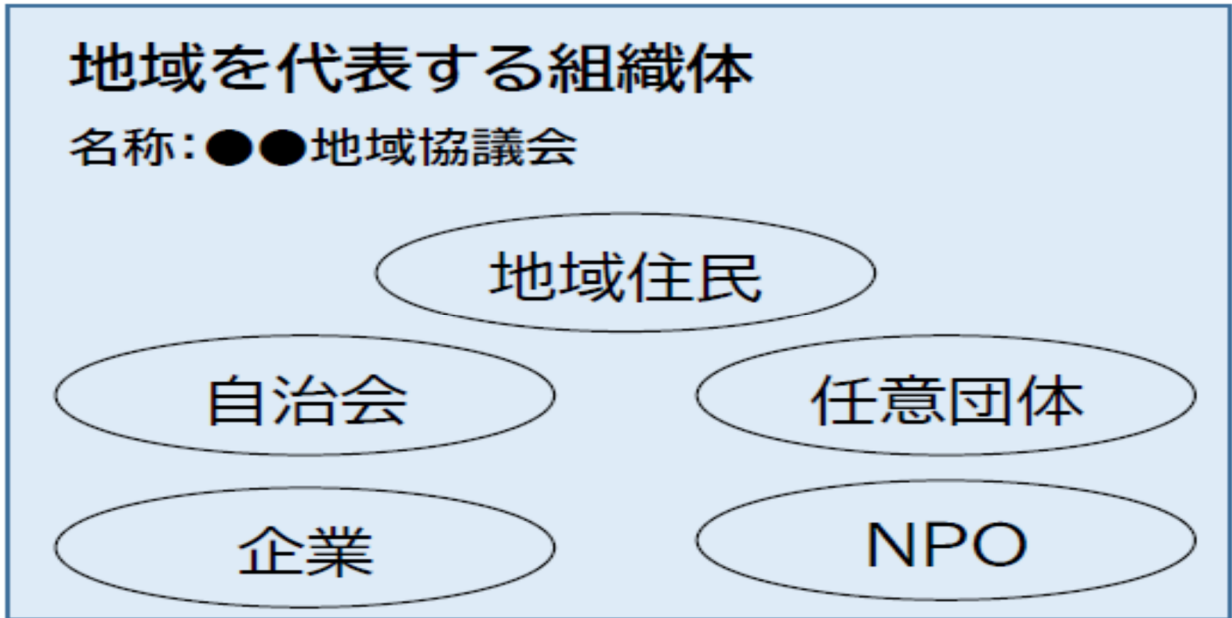
⇒ 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域支援を活用するなど一体性がある環境美化活動が可能

【地域プラットフォームの類型】

1 協議会型

特定の地域内に存する多様な主体が地域代表性を有する1つの団体を形成

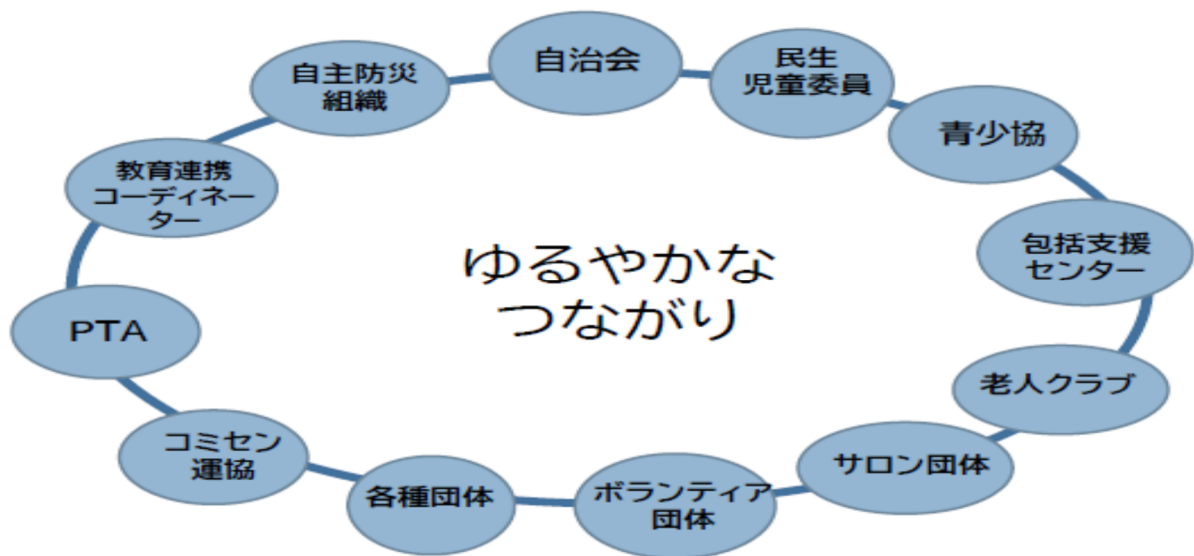
図6 多活動マッチング型



2 多活動マッチング型

多様な主体がそれぞれの強みを活かして、様々な活動ごとに協力関係を築いて活動を実施する体制を構築

図7 多活動マッチング型



③ NPO 法人

特定非営利活動促進法の規定に基づき設立される法人で、法で定められた 20 分野の社会貢献活動を主目的に活動する団体であり、情報公開等により市民への説明責任を果たすことにより、行政や民間からの補助金・助成金を獲得しやすくなるとともに、寄附も受け入れやすくなります。

また、法律により法人格を付与されることによって、資産の保有や銀行口座の開設が可能となり、資金調達や法人名での契約が可能となります。

【20 分野】

① 保険、医療又は福祉の増進を図る活動	⑪ 国際協力の活動
② 社会教育の推進を図る活動	⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
③ まちづくりの推進を図る活動	⑬ 子どもの健全育成を図る活動
④ 観光の振興を図る活動	⑭ 情報化社会の発展を図る活動
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	⑮ 科学技術の振興を図る活動
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	⑯ 経済活動の活性化を図る活動
⑦ 環境の保全を図る活動	⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑧ 災害救援活動	⑱ 消費者の保護を図る活動
⑨ 地域安全活動	⑲ 活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	⑳ 県条例で定める活動

【特徴】

- 1 社員（会員）10 人以上で設立可能
- 2 登記費用も不要
- 3 所轄庁（県）への事業報告書等の提出や情報公開の義務あり。

【留意点】

- 1 情報公開を通じた市民による緩やかな監視が前提となっている制度であるため、広範な情報公開制度が設けられており、活動内容や決算情報などを会員外の第三者にも公表しなければならない。

④ 認定 NPO 法人

NPO 法人のうち一定基準を満たすことにより所轄庁からの認定を受けた法人であり、税制上の優遇措置があるとともに、一層の情報公開やより適切な業務運営が求められることから、高い社会的責任を有する団体

【特徴】

- 1 税制優遇措置のため、NPO 法人より寄附を集めやすい。
 - ・個人が寄附した場合、寄附金控除が受けられる（所得控除、税額控除）
 - ・相続人が寄附した場合、寄附をした相続財産が非課税
 - ・法人が寄附した場合、損金算入限度額の枠が拡大される。
- 2 法人税法上の収益事業を行った場合、法人税の軽減措置を利用できる。
- 3 社会的信頼性が向上し、多様な主体と連携を進めやすくなる。

【留意点】

- 1 パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること
PST とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断する基準
- 2 公益性に関する基準を満たすこと。
事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満であること。

⑤ 一般社団法人

事業内容に制限のない自由度の高い団体であり、設立までの手続も容易であり短期間で設立できる非営利団体

【特徴】

- 1 社員 2 人以上設立できる非営利団体
- 2 県や市による認可や認証がなく、登記のみで設立できる。
- 3 事業内容に関する制限がなく、取組の自由度が高い（収益事業、共益事業、公共事業のいずれも可能）
- 4 法人税法上公益法人等として扱われる「非営利型法人」に該当する場合、収益事業から生じた所得は法人税の課税対象となるが、該当しない場合（普通法人に該当する場合、全ての所得が法人税の課税対象となります）。

【留意点】

地域との合意形成が多く住民参加を省略することも可能であることから、十分に地域住民等での合意形成を行い、地域を代表する組織としての認識を十分に得られることが重要であり、地域住民や事業者等の団体の参画や連携を行っていくことが大切となります。

資料



推進組織づくりを進めるにあたって



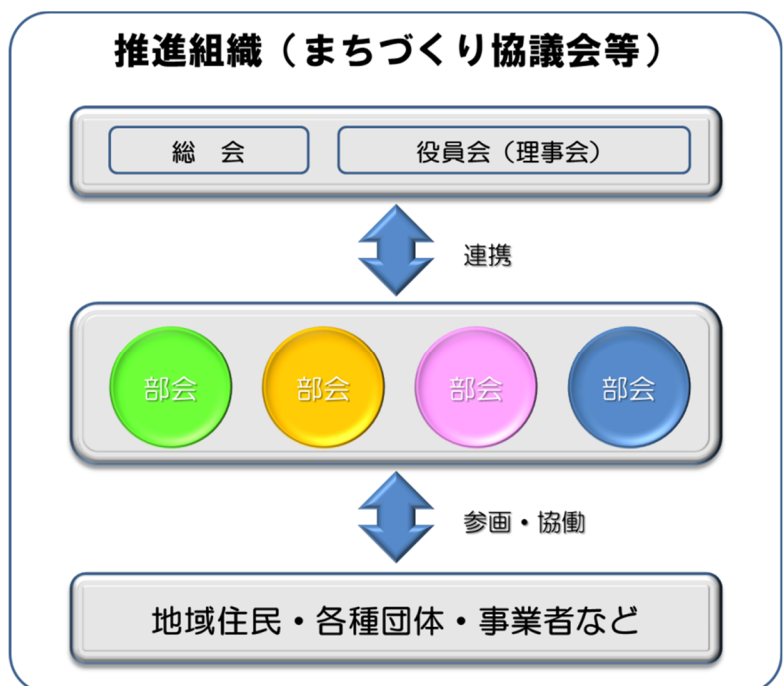
① コーディネート機能

地域には、経験や技術を持った人や様々な団体があり、それをつなぐ仕組みや場があれば、今以上に大きな地域力が発揮されることが期待できます。また、事業者やNPOなどの専門性を有した団体が地域コミュニティに関わっていくことで、より効果的な地域づくりの取り組みを展開していくことも期待できます。そのため、地域におられるコーディネーターを担える人材など様々な経験や技術を持った人たちがその能力を発揮できるような雰囲気や場づくりを進め、地域の様々な資源をつなぐ仕組みを整備していくことも必要です。また、地域内に足りない資源がある場合は、地域外の資源をつないで、地域の課題解決に活用していくことも重要です。

② 活動組織

地域づくりの活動のうち、課題解決型で取り組めるものについては、地域コミュニティの実情に応じて部会制などを取り入れ、「できる人が、できるときに、できること」を継続的に実践できる体制を整えていくことが重要と考えます。得意分野ならば参加できるという人の参加を促すことで、地域活動に関わる人の裾野が広がるとともに、目的を共有することで新たなテーマ型の活動グループが誕生することも期待できます

また、機能の部分で、意思決定や活動を支援する機能と実行組織の機能を切り分けることも大切です。ただし、その際は、実行組織である活動組織も意思決定に加わる仕組みとしていくことが重要です。



▲組織の例

③ 透明性・中立性・公平性

推進組織の運営には透明性・中立性・公平性が求められることは当然のことですが、地域コミュニティの創意工夫を活かせるよう柔軟な対応で運営していくことも大切です。

三田市協働のまちづくり基本指針

平成 27 年 7 月

(令和 8 年 月改定)

三田市市民生活部地域づくり推進課

〒669-1595 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

TEL 079-559-5039 FAX 079-562-3555

<https://www.city.sanda.lg.jp>

三田市協働のまちづくり基本指針の構成 (案) について			
三田市協働のまちづくり基本指針の構成		三田市協働のまちづくり基本指針の構成 (改定素案)	
はじめに	頁	はじめに (「共生」についてここで触れておく。)	懇話会
I 協働の理念と基本的な考え方	2	I 協働・共創の理念と方向性	
1 協働とは	3	1 協働・共創とは	
(1) 協働の言葉の定義	3	(1) 協働から共創へ	
(2) 協働が求められる背景と必要性	5	(2) 協働・共創が求められる背景と必要性	① 社会情勢の変化 ・少子高齢化委による人口が減少する社会の現状 ② みんなが関わるまちづくり ・みんながやりたいことを少しずつやるような感じ。内発的動機で動く時代等 ③ 多様な主体によるまちづくり ・市民活動団体・NPO法人・企業・学校等
(3) 協働で期待される効果	6	(3) 協働・共創で期待される効果	① 市民活動団体等にとっての効果【変更なし】 ② 行政等にとっての効果【変更なし】 ③ 市民活動団体、行政等にとっての効果【変更なし】
2 協働の現状と課題	7	2 協働・共創の基本的な考え方	
(1) 三田市市民活動支援基本指針によるまちづくり	7	(1) 協働・共創の基本姿勢	① 相互理解の原則【変更なし】 ② 対等の原則【変更なし】 ③ 自主性尊重の原則【変更なし】 ④ 目的共有と役割分担の原則【変更なし】 ⑤ 情報公開の原則【変更なし】 ⑥ 評価・検証の原則【変更なし】
(2) 地域活動	8	(2) 協働・共創の範囲	【変更なし】
3 協働の基本的な考え方	9	(3) 協働・共創の形態	○ 事業委託【変更なし】 ○ 資金的支援 (補助・助成金など)【変更なし】 ○ 寄付・協賛 ○ 共催 (実行委員会)【変更なし】 ○ 事業協力【変更なし】 ○ 人的支援 (プロボノ等)【変更なし】 ○ 後援【変更なし】 ○ 指定地域共同活動団体制度 ○ 自主参加方式
(1) 協働の原則	9	(4) 協働・共創の進め方	① 協働・共創を進めるための環境づくり【変更なし】 ② 目的の共有【変更なし】 ③ 事業 (活動) 及び役割分担の決定【変更なし】 ④ 協働・共創で取り組む事業の実施【変更なし】 ⑤ 協働・共創で行った事業の評価【修正】
(2) 協働の範囲	10		
(3) 協働の形態	11		
	12		
(4) 協働の進め方	13		
4 協働社会における地域コミュニティのあり方	14	II 協働・共創社会における地域コミュニティの現状と課題	7
(1) 地域コミュニティの将来像	15	1 協働・共創社会における地域コミュニティ組織の現状	7
		人口減少については前段でふれる。	
		(1) 自治区・自治会	7
		(2) まちづくり協議会	11
		(3) 市民活動団体 (テーマ型団体) 等	9
		2 協働・共創社会における地域コミュニティをめぐる諸課題	13
		防災・防犯、ごみ出しのサポートについては前段で触れる。	
		(1) 自治区・自治会	14
		① 担い手の維持・確保	
		② 自治区・自治会の大規模な脱退等	
		③ 存続の危機	
		(2) まちづくり協議会	16
		① 担い手の維持・確保	
		② 地域内での他の活動団体との連携	
		③ 地域外の他のまちづくり協議会との情報交換・連携	
		④ 大学・大学院や学生との連携	
		(3) 市民活動団体 (テーマ型団体) 等	
		① 担い手の維持・確保	
		② 活動団体の解散・継承	
		③ リサーチ不足	
		④ 活動資金の確保	
		⑤ 学生等	
		III 協働・共創に基づく地域住民自治の実現	23
		1 協働・共創社会における地域コミュニティのあり方	
		(1) 地域コミュニティの将来像	① 地域カルテ ② 地域カルテの活用 ③ 目指すべき地域コミュニティの方向性
		2 地域の特性を踏まえた団体に求められる活動	23
		(1) 地域での安心・安全な暮らし	① 防災・防犯 ② 自主的な活動
		3 多様な担い手の参加を促す	24
		(1) 地域特性を踏まえた団体の中間支援組織	① 制度 ② 期待される効果
		(2) 協働事業提案制度	① 制度 ② 団体の活動事例 ③ 協働事業提案制度期間終了後の育成等
		4 協働・共創を踏まえた地域活動	24
		(1) 地域の活動	① まちづくり協議会 (多活動マッチング型) ② まちづくり協議会 (協議会型) ① 行政の支援 ② 指定地域共同活動団体 ③ NPO法人 ④ 認定NPO法人 ⑤ 一般社団法人
		(2) まちづくり協議会の新たなかたち	